

△史料紹介▽

山田登に関する若干の史料

坂本 寿夫

史料解題

本史料の「檄文」および「彈正台より御尋向ニ付御答一件」は、市立弘前図書館岩見文庫の所蔵になるもので、前者は「山田登関係史料」（分類番号G K 2 1 6・1 2 9）八分冊の内の一冊、後者は「山田登建白之写」（分類番号G K 2 1 6・1 2 8）の一部である。本文には読点がないが、必要と思われる箇所にはそれを施し、送り仮名の江、者、方はそれぞれ、へ、へ、より、に改めた。また誤字、当て字と思われるものについては（ママ）で示し、文中で判明する人名には（ ）で註記を加えた。その他の振り仮名、返点等は本文のままである。

本史料の背景は津軽藩解体期における政権闘争に起因するもので、史料読解のため、その闘争の概要と山田登の位置づけを明確にする必要があろう。

津軽藩においては、九代寧親以降、最後の十二代承昭の治政中（文化・文政・明治初年）は政治・経済問題が噴出した時代で、それに伴い権力闘争が顕著に現出した時でもあった。即ち、寧親時の文化四（一八〇七）

年に十萬石高直り承認と抱き合わせて蝦夷地警備の軍役量が増大され、これは以後の藩財政を圧迫し続けた。また寧親の奢侈な私生活とも相俟って財政は混乱を極めたのである。次の十代信順も政治を顧りみることもなく放漫な私生活に没入しきり、文政一三（一八三二）年に借財は七〇萬両にもものぼり、経済的には全く再生産不能な状態に陥っていた。この信順の下で財政打開に挺身したのが家老笠原八郎兵衛であったが、彼がとつた再建策の基調は上方商人への借財、藩士からの借知、領内人民への御用金賦課等、その場しのぎの弥縫策にすぎなかった。この笠原に対し財政引締、綱紀肅正を提唱した家老津軽多膳は反笠原派を形成し、文政十三（一八三二）年、ついに笠原を失脚せしめた。ところが津軽多膳の緊縮政策も根本的解決には至らず、天保四（一八三三）年に藩内を襲った大凶作（皆無作、死者三五〇〇余、逃散四七〇〇余）により津軽多膳政権は瓦解した。

津軽多膳失脚後、政権を掌握したのは家老大道寺繁元、用人森岡元侯、先に失脚した笠原の長子笠原近江皆充らであったが、この政権下で十三町奉行から勘定奉行に抜擢されたのが山田登であった。天保四年、大道寺らの失脚者に対する処罰は苛酷なもので、幽閉、斬首を伴う肅清は後々まで怨恨を残したと言われる。しかし、この大道寺政権も安定したのではなく、焦眉の政治課題として浮上してきたのが十一代嗣子問題であった。十代信順には男子がなく、ために反大道寺派は分家黒石藩土津軽左近将監順徳を擁立した。ところがこの順徳は幕府老中上座松平伊豆守信明の三男から黒石藩へ養子として入った人物で、津軽家との血脈を何ら有していなかったため、血統を重視する派閥と藩政再建をより優先させ

ようとすする派閥が、権力奪取をも目指して熾烈な対立様相を呈するようになったのである。結局、信順は天保十(一八三九)年、積年失政多しとして幕府から十八ヶ条にわたる不審を問責され、隠居を余儀なされた。そしてその後には左近将監順徳が宗藩十一代藩主順承として迎え入れられ、この事件を契機として再び津軽多膳が家老職に復帰した。

十一代順承は襲封すると同時に藩政改革に着手し、厳格な勤役・節約発布と共に、天保飢饉後の荒田開発、備荒貯蓄に意を用いて大いに成功を収めた。ところが政局は再び転換する。順承の養嗣子武之助が急死し、以後男子出生をみなかったために十二代藩主の座をめくり後継問題が再燃し始めたのである。嗚々たる藩論の中、最終的には九州熊本藩細川齋護四男寛五郎が養嗣子として迎えられ、安政六(一八五九)年、津軽藩最後の藩主承昭として襲封した。

この間にも津軽多膳派と大道寺繁元派の対立は絶えることがなく、失脚と復職、報復劇が展開されていた。特に大道寺派の森岡元侯の子民部元知は天保十四(一八四三)年、知行没収、蟄居処分を受けていたが、嘉永三(一八五〇)年、罪を許され、江戸家老手伝の要職に登った。しかし、文久三(一八六三)年、江戸表において政敵多膳派の用人西館建哲(融)と対立、元知は山田登らと共にこれに応酬したが、西館は西館平馬(孤清)らと共にこれを失脚せしめたのである。この時点で森岡民部、山田登は幽閉されて政治生命を絶たれたが、以後も隠密裏に西館らに対し攻撃を加えていった。一方、西館らは明治維新の危機に直面しながらもよく藩政を主導し、慶応四(一八六七)年三月、軍制改革を断行、同年七月には藩論を勤王に統一し、翌明治二(一八六八)年五月の五稜

郭陥落まで戊辰戦争を乗り切っていた。そして戦後は新政府発令の藩治職制に應えるべく懸命に職制一新、軍事力解体、冗員削減、財政再建、等々山積する問題を処理、断行していった。だが、戊辰役後の藩政運営は究極的にそれまでの封建社会を解体することに連結するのであり、藩士層の利益を擁護するものではありえなかった。ここに藩士間に不満が募り、その気運に乗じて山田らは批判行動をおこしたのである。

「檄文」は明治元年七月四日、弘前城近郊の東長町に掲げられた藩首脳陣に対する弾劾文で、内容はまず自派の正統性を主張し、西館らが分家黒石藩をないがしろにしていると誹謗する。さらに軍制改革においても古来の山鹿流陣立を破るもので、戦意喪失の基と断定する。また対外政策の失敗として、奥羽越列藩同盟に家老山中兵部が独断で加盟したこと、及び仙台藩等に対する対応のまずさを列举し、加えて、奥羽鎮撫副総督沢為量が津軽藩を頼って薩長勢と共に領内転陣を打診してきた際に、列藩同盟への兼ね合いから秋田藩境矢立峠で道路封鎖をし、これを拒絶した処置を、後日官軍進攻の際に大患となるものと批難した。確かにこれら諸点は戊辰役時に突発した危急の問題であり、洋式の新軍制に対する戸惑いや不満があったのも事実で、政治的にも一時的に藩内は佐幕、勤王の二極に分裂もしている。また「檄文」が投ぜられた七月四日は藩論統一の直前であり、去就に迷っていた藩首脳陣には大きな動揺を及ぼしたであろう。

次の「弾正台より御尋向ニ付御答一件」は戊辰役後の明治三(一八七〇)年十二月、山田が策動して西館らの施政を暴政として三五ヶ条にわたる弾劾文を弾正台に出訴した際、取調内容を記したものである。この

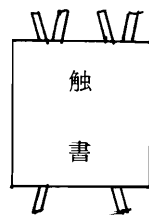
当時山田は軟禁状態にあったが、同志三十余名と共謀して西館のもとへ直談判に及ぶなど、その行動には過激なものが多々あった。内容をみると戦後の人事への不満、藩主承昭の毒殺計画、藩札濫発・滅禄・藩士救済策の余田買上と土着政策、等々への批難、不公正指弾が読みとれる。弾正台役人はこの出訴につき一応捨て置きがたいので形式上の調査であるとしているが、藩内抗争のもつれは後日直接に事件の調査にあたった青森縣権令北代正臣をして「貫属土族の輩としてケ程迄頑懸不覚、此行未何の年を期し又何の日を待、是等の人々をして文明の民、開化の俗ニ変し、自由の権・自主の利、并以相互可申哉」と長嘆息させるほど深刻なものであった。この後事件はさらに複雑化し、明治六（一八七三）年、山田は当時封建論擁護の大臣魁であった前薩摩藩主島津久光へ嘆願文を上提するに至ったのである。嘆願文は明治八年まで数度にわたり上提され、司法省も明治七年に捜査に乗り出してきた。恐らくはこの騒擾の責任をとってであろうか、明治七年一月、元京都留守居家令の神東太郎盛苗が自刃している。結局、山田の主張する所は認められることはなかったが、明治四年七月の廃藩置県後もなおこの様な激しい闘争が展開されたことは、いかに問題の根が深く、広いものであったか、驚嘆に価する。しかし、こうした解体期の諸問題に対してはまだまだ本格的な考察が加えられておらず、今後、小稿のごとき拙いものだけでなく、高度で多角的な分析が論述、検討されるべきであろう。

註

(1) 「津軽平八郎等取調一件」(市立弘前図書館蔵、分類番号G K

216・127)

(表紙)
一七×二四・五センチ
「 証押へ



但七月四日朝六ツ半時頃東長町御制札ニ張有之よし

半紙壹枚上包ニ而
檄文 弘城正義武臣
津軽郡中義勇士へ進達

檄文

夫国家ノ国家タルハ一人ノ国家ニ非ス、及チ国家君民ノ国家ナリ、謹而御当家ノ奥隆ヲ奉考ルニ、天文・永禄際ニ当リ世乱レ天下蜂ノ如瓜ノ如ク分レテ我カ神州戦国ノ衛ト成テ干戈無止事、豪傑姦雄ノ徒各其ノ一方ニ割拠シテ攻守セリ、抑瑞祥神君(津軽為信)襄時列祖数代之間、彼ノ

南部氏ノ汗辱ヲ被ル事星霜數百餘年、因是光信公ノ遺命ヲ受継玉ヒ專ラ
恢復ノ大志ヲ憤發シ玉ヒテ、老臣森岡金吾（信元）ヲ初メ兼平中書
（綱則）・葛西伊水（信清）之ニ傑ト共ニ廟算ヲ計議シテ終ニ仁義ノ旗ヲ
翻シ玉ヒ、南部ノ餘師ヲ驅撥ヒ一挙ニ平定シテ國家万民ヲ安鎮セシメ、
其ノ戰略ノ迅速ナル事英主明君ト可奉稱、然ナカラ千辛万苦ノ御勲勞若
筒ソヤ御武聰可仰可崇、嗟是上ハ聰明叡智ニ方ハシマシテ、下ハ老臣摩
下ノ智勇忠義ニ尺セハナリ、元來守成ノ嗣君累世國家社稷ノ政法ヲ保護
シ玉ヒテ二百五十年ノ星月ヲ經テ上下貴賤安全タリ、至今龍吟虎嘯ノ
武威大小ノ藩土深ク感戴シテ國忠ヲ要務トスヘシ、豈凶ランヤ、当今ニ
及ンテ國家ノ垂タル御身ハ大藩ヨリ來リ國祚ヲ踐玉ヘ共、運命ノ然ラン
ムル故力威權ハ皆以テ佞奸ナル國相ノ手ニ損殆シ、加諸達官重職ニ乍君
譬ハ蚊蚋如山不勝其任、不才不能ノ臆斷ヲ以不条理ナル命令ヲ行フニ憑
テ朝ニ卒而タヘニ替ル、此力為ニ士農工商各手ノ舞足ノ踏処ヲ失ヒ、其
ノ徭役ニ屢々憂苦スル事惘戚ニ忍ヒス、必竟國君モ相モ國家大政ハ原是
祖宗ノ正伝シ玉フ重大至宝ナル社稷ヲ悉皆忘失シテ唯自己ノ物ト心得、
恣ニ慘刻ノ暴政ヲ執行フカ俛四民共ニ其ノ暴政ニ姑ラリ相從フト雖モ内
ニハ腹心セス、密ニ誹謗怨恨人口膾炙シテ忿怒老瀝、現ニ暴政ト云ハ如
今姦臣途ニ當リテ讒佞權柄ヲ振ヒ能ヲ疾ミ縱ニ賢路ヲ閑塞シテ下ノ情上
ニ達スル事アタハス、巧言令色妄論ヲ以慢ニ國君ヲ欺凌シ國家ノ大事ヲ
誤マタント欲ス、是故ニ忠臣及ヒ正直ノ人才無辜暗ニ害セラルル者多
シ、其ノ一二ヲ僅ニ陳述スル事如左、

國家創業ノ旧身タル重臣森岡民部（元知）ト肩ヲ比ヘ、政徳公（十一代
順承）ノ御代老職トナリテ己力狹量ノ私意ニ任セ、權威ヲ奪ハントシテ

（ママ）
無名非義ノ免屈ヲ負セ讒訴ヲ構ヘ、狂氣ト偽リ穀祿ヲ侵掠ス而已ナラス、
飽マテ禁涸センハ大不忠トイハン、

○笠原虎之助（近江）原來森岡氏ヨリ出シ人ニテ、其肝量共大ニシテ事
物ニ泥着セス、忠義ヲ貴ヒ利欲賤ンス、故ニ從容トシテ人ヲ受ス、其ノ
見識ノ高キ事彼ノ奸徒ノ及フ処ニ非、偶國君ノ召命ヲ奉ス宦卒將ニ登用
セラルルヲ觀テ汝等力權勢ヲ伏セラレン事ヲ情シテ、終ニ君上ニ讒言ヲ設
ケテ乏斥シテ塾居セシメタリ、大ナル不忠ト謂フヘシ、然ニ不意ニ病罷
リテ卒シヌ、嗚呼可惜大丈夫、空ク英名ヲ殘ス之也、

○山田登ハ政徳公（信順）ノ御代參政ニ登用セラレンシハ、嘉永癸丑浦賀
來寇ノ事件ニ就テ海陸禦備ノ事ヲ深慮シ、國家ノ為ニ良策ヲ獻セシ処、
其ノ智謀勇烈ヲ畏レ妬ミテ、其以來共種々老實ノ汚名ヲ負セ、私議ノ讒
謀ヲ巧ミテ上ヲ誣シ忠臣ヲ禁獄セシメ、剩其知己ノ友ヲ頼ニ連累シテ塾
居セシメ、或ハ擯斥ニ及ホス殘忍ハ余ナル敵刑ニ非ラスヤ、因是藩中ノ
志士氣勢ヲ奮發スル事アタハス、大ナル不忠ト謂フヘシ、西洋砲調練仕
組ノ底意ハ素夷賊ノ輩我日本接戰精烈ナル軍法ヲ怙レ、其ノ銳氣ヲ破摧
セントノ幼術ナルヲ思量セス、好吏等無譯魔物ニ心ヲ奪ハレ不好者迄モ
一概ニ推テ世上ノ耳目ヲ繕ヒ、厭カル者ヲハ弥々御威光ヲ仮テ押壓ニハ
シカスト、君上ヘ色々様々便佞ヲ以テ邪理ヲ潤色シ、就中式部少輔殿ヲ
主張シテ只管身親ニ調練稽古如形勉勵被為有ナト相銜ヒ、且又其ノ裏ヲ
返ヘシ、式部少輔殿ヘ演ニハ、此方様ニ而ハ調練專ラ御執心ニ因テハ其
御家モ稽古致サセ可然、無左テハ此方様ノ思召奈何ナト申請候事、其ノ
徹心ハ后来汝等譴責セラレン罪過ヲ式部少輔殿ヘ託ケ、汝等カ所為ヲ蔽ン
カタメ後難分説ノ生路ヲ設置隱謀ト聞ユ、是大ナル不忠不義ト謂ツヘシ、

○当今御邦内守衛要害ノ事ヲ彼ノ奸吏政府ニ於テ権柄ニ発語シテ云フ、第一黒石地方ハ小藩ノ故ニ士卒少ク臨變防禦ノ手配リ甚手薄ナレハ実ニ心配ノ至リヤ、因是彼是ト相考ルニ御家ヨリ士大将老手五百人位彼地へ出張セシメ、シカモ君上ハ当地ニ御実家御宗談御連技方モ在ラレス、幸ヒニ式部少輔殿ハ御分家タルニ依テ御連枝モ同様、參謀御相手至当ノ事ナレハ弘城へ引移サラレ、三廊館舎へ御住居アル方ハ吉ニ付ケ凶ニ付ケ便利ニテ万事都合宜ク当世至要ト申掠メタリ、コレハ式部少輔殿ノ賢能ヲ嫉妬シテ内実ハ幽閑セント權勢ヲ衆ニ示サントノ野心ノ張本也、然レハ式部少輔殿ハ從五位ニテ諸侯ノ貴キハ誰モ存スル事ナリ、己力貶量ヲ以テ陪臣ノ分際トシテ附屬ノ小藩ト見悔リシハ扱モ敬礼義理ヲ不知曲者也、矧ヤ高照神社ノ尊裔ナルニ夫ヲモ不憚言語同断非法ノ隱謀ト謂ツヘシ、

○近年諸藩一般ニ砲戰ノ世ニ相成、着具彈丸難防ニ因テ以来甲冑一統相止可申トノ命令触出セシハ何等ノ所為ナルヤ、狂鬼ニ比シキ暴令ナリ、設合黃犀腕ノ鎧タリ共全ク彈丸ヲ可防物ニ非スト云事誰覚居ル事ニシテ、日本武威ノ御式ナレハ將士卒ノ心氣ヲ正定スル武功ノ兵具ナリ、其ノ後ノ曉示ニハ藩中所持ノ甲冑ヲ他邦沽却勝手次第ト触流ス事、是亦御代々敵キ御國禁ナルヲ相犯ス、救無道ト謂ツヘシ、

○彼奸相学才モナク智謀モナシ、然ルニ今度会津庄内ノ征役重大ノ事ニヨリ、自ラ進テ伊達・佐竹兩家へ使節ヲ勤メ功ヲ立ントノ欲心発起シテ、楠美庄司ヲ伴ヒ當時諸藩疲弊之時勢を顧ミス、外見ヲ虚飾シ數多ノ陪從ヲ引卒シ先方へ応接ニ及候ノ処、大藩ニ対大卒爾たる周旋ノ上ヘニ即今富國強兵浮靡誇奢ヲ繕ヒ、分限不相応ノ所為有之力故ニ仙藩ノ士林ニテ

若盛ノ家老衆ナレハ左モ可有事ト譏評アルケルトナン、然モ從卒ノ物語ヲ聞ケハ聞くホト笑止千万ノ事共多シ、故ニ成功ハ思ヒモヨラス、使命ヲ辱カシメ空ク帰藩セリ、無用ノ耗費ヲ為マテニテ使用不届至極ナリ、依之其不首尾ヲ雪カントテ狷穴所伊達家へ聘問ノ為メニ武器音物等夥シク贈進スルト雖モ決議不行渡、尤閏四月二日白石ニ到着之処同五日伊達家ノ国老但木土佐方ヨリ会テ降伏謝罪欺願之事件ニ就キ奥羽各藩致衆議度ノ趣廻文及ヒ滞留可致トノ来翰到来セリ、早速會議致セシカ致サヌカ、其後諸藩ノ重役同月十一日より十七日迄白石陣へ駈付タル中ニ杉山力姓名見ヘサルハ如何ナル故力、不審ナリ、疑ラクハ卑怯セルカ、治定知れず、是モ亦嘿々トシテ徒ニ帰藩ス、將又伊達家ノ内謀深算領專シカタキ故、飭言遺辞明白ナラサルニ因テヌモ山中兵部伊達へ使節出役ノ処、国家ニ於テ応接款待何ヤラ皆守杭往復ナルカ故ニ手筈相欠ケ、所謂六日ノ菖蒲十日ノ菊トヤラニテ時機ヲ失ヒ遺憾無限、便是其人ヲ不得所以ナリ、且南部家ノ家老兩三輩數日仙台城下ニ寓居セシカハ伊達家ノ国老ト密謀ノ議論モ有之、一味合体ノ隱謀モ難計哉ト疑念ヲ生ス、彼是火急ノ異変アラハ策略如何トモスル事不能、故ニ過日陽明御殿へ密書ヲ差出スト聞ユ、必ス御威光ヲ假借セントノ計諛ト見ヘタリ、嗟乎國二人ナシトイハシカ、万端輕忽ノ執計ヒヨリ皆籍略齟齬セリ、諺ニ傘ノ内広カリ外殍トシテ汝等国内ニ於テハ重職ノ我意ヲ踏張ルト雖モ、他邦ニ出テハ臆病ナル事婦女子ニモ劣レリ、然ル方ハ国君ヲ輔弼スヘキ器用ニ非ラス、猶且国綱ヲ乱整ニ君命ヲ辱カシムル癡昧ノ者共ヲ点斥セスンハ必ス大ナル患難後患ヲ醸スニ至ラン乎、真ニ慨嘆ニ耐ス、苟モ偷安姑息ノ蓬心ヨリ耽娛シテ處ニ国家久遠ノ廟略毫末モ奉行セス、徒ニ尺位素食スル而已ニテ

無詮事也、所謂秦ノ趙高唐ノ仇士良晚宋ノ賣道韓ノ仇胄力賤徒ヲ鑑ミテ尾解出崩ノ大敗ヲ取ル事ナキヲ当世ノ至務トセン乎、

○奥羽鎮撫副総督沢三位卿(為量)御当国(下向ノ積ニテ秋田領森岡駅滞陣ノ砌、右へ警護タル薩長向藩ノ人数ヲハ御国入差留可申トノ慌忙ナル命令ヲ下シ、碓ヶ関及ヒ近辺村々へ銃隊ノ者出張セシメ、秋田領内ノ大木ヲ伐払ヒ間道ヲ取塞キ、其上秋田ヨリノ通路蔽ク差支へ、或ハ境目通ニテ大砲ヲ鳴ラシ、假令空発タル共他領ノ人民ヲ驚シ、剩久保田湊辺へ出張人数ノ者共恐多モ佐竹侯ヲ弱国貧国ナト悪言ヲ流布シ、旁以テ礼義ヲ不知猥褻言語ニ救カタシ、勿論佐竹侯トハ二百年來御当家ト御親睦ノ信義アリテ国君初藩中ノ者是迄道中上下往來ノ扱ニ年成、今ニ至テ敬礼ノ道ヲ遺却シ誠ニ人倫ナラサル所行ハ甚シキ狄俗ニシテ、果シラク後害變難ヲ惹出シ、殆ト当世犄角庇援ノ術計ヲ取失ヒ大ナル卑怯失脱ト云ヘシ、汝又聞ヤ、古ヨリ普天ノ下王臣ニ非サルハ無ク率出シ濱モ王民ニ非サルハナシト云ヘリ、如斯道理アリテ日本國中咸是天皇一天領ナルヲ不弁知ヤ、猶又薩長藩ニ対シテ古往今來不平等恨ノ筋合更ニ無之、況ヤ天朝ノ王命ヲ奉ス勤王ノ為ニ五百里外ノ行役スル者ヲ何ノ故障アソテ滔々タル天下ノ往來ヲ可相遮ノ謂レ一点モナシ、只以テ仙台ニ於テ名藩會議ノ筋へ差響クナト巧言空飾ノ奸吏共暗愚ニシテ天朝ト仙台孰レ力輕重勝劣ナルヲ不熟量、却テ国君ニ違勅ノ汚號相求ルニ似タリ、実ニ正義名分ヲ欺罔シ愚昧至極ノ失策、豈論スルニ足ランヤ、薩長藩士も必定私憤ヲ蓄へ後日如何ナル国難ヲ謀ランモ知レス、区々タル薄才無謀ノ国老参政ノ者共噉々トシテ猥リニ御国体ヲ弱マシ大ナル国辱ヲ曝シ向來噬臍ノ禍アランカ、痛憤ニ堪エス、

但薩長藩士ヲ遮要スル一件ハ山中兵部仙台出役ノ時同上藩ニテ偽計ナル由、其ヲ覚悟セス、実意ト心得帰国ノ処ニテ国君へ相達セリ、如何ニ仙台トテモ王命ヲ背クヘキ無名無分ノ御所置アルヘキヤ、熟考シテ見ルヘス、猶將來ヲ熟考ルニ後日必ス官軍奥羽(下向ニ及フ時ハ佐竹ハ元ヨリ勤王遵奉ニ就キ同国ニ在陣シテ決定、鎖閉ノ問罪糾明セラレシ事的然ナリ、然ル方ハ可申開筋合アルマシク、無名ノ暴挙ト批判ヲ蒙リ、会庄杯ニ比類セラレテハ王命ヲ背クノ理ニアタリ終ニ追討ヲ受ラレ万世迄汚名ヲ残スノミナラス、數百年來相伝ノ国家社稷危急存亡目前ニアリテ愁眉立トコニ至ラン、故頭立タル激徒十人乃至ハ五人程国家社稷ノ為ニ割服^{トマツ}ノ上ニ首級ヲ塩ニナシテ鎮撫総督ノ陣所へ献シテ毛頭無野心ノ趣ヲ叩謝シ、勤王遵奉ノ大義ニ恭順ノ道ヲ可相立事即今且タノ間ニアリ、若猶子忌嫌スル方ハ不日ニ官軍討入時ニ及ヒ殆ト機會ヲ失フテ後悔スル共無益也、且天下ニ千載ノ笑を殘サン事口惜次第也、嗚呼豪傑ノ忠臣激徒勸テ詰腹ヲ切ラセ国情ノ実意ヲ演達シテ歎願可有事、一日所時ヲ不可過事第一ノ計策ナリ、

○朝廷ヨリ庄内侯ヲ朝敵ナリトテ御追討ノ王命ニヨリテ佐竹侯へ先鋒出兵可有ノ旨被仰出レカ故ニ御当家へモ庇援ノ告命アリ、然ルニ迹曾御家中尊卑トナク一同銃隊ニ変化シ、誣テ勸奨アルニアリテ大庇援ノ將士輕卒迄簡法^{ツボシ}・万手留^{マンシテル}ニテ出立セヨトノ窮迫ナル命令ニヨリテ目證果^{アキレハテ}、從軍之人々右ノ胡腹ヲ着シ出張セシムルハ実ニ左衽被髮ノ党類ニテ、犬羊ニ比シヘキ夷賊ノ姿ニ変シ、行悟ヲ做フ事 莊司・シテ悲歎慨息ニ余アリ、然ルニ佐竹藩ニテハ陣羽織ノ行裝旗小驗槍弓和砲西洋砲入交へ持參セシ中へ、我藩士胡服ヲ着シテ征役セシヲ秋田国人此行裝ヲ怪ミテ云フ、津

輕ノ人数ハ武家ニハアルマシ、果シテ備甲ヘ農兵ヲ附属シタル者ナラン
 ト疑ヒ密ニ実否探索ノ処、本実ノ物頭タル事ヲ知りヌト云ヘリ、如何ニ
 君命ナリトテ物頭ト申歴々僅ニ上下二人ニテ旗小驗、手道具モ不持、馬
 ニモ乗ラス、組子同態ノ出立、貴賤ノ差渡ナク国威武威失墜スル故ニ同
 国見物ノ群集相拳テ譚名ヲ負セ、津輕ノ飴或ハ蜂カ来ルト譏笑セルト聞
 ヲ、誠可柅ノ至極ナリ、併ラ西洋ノ利器ヲ用ユルハ天下諸藩一統ニ習練
 ナレハ必止ヨト云事ニハ非ス、能ク便利ノ放撃一際工風研究窮理ヲ激励
 スヘキ事要務トス、高照神君(四代信政)定メ置レシ御軍法ヲ破却スル
 ノミナラス、軍装迄夷狄ノ惡風俗ニ摠ルトハ御国辱ト云ハンカ、將忠孝
 ヲ棄敗スルトセンヤ、神慮ノ程可恐、勿論武庫ニハ非常人数三番手迄ノ
 御備、甲冑砲器数品全備アリ、斯ヲ以テ神国ノ武威ヲ開張シ、御家御伝
 来ノ御軍法ヲ以テ出勢アランニハ敵重ナル軍政ト天下諸藩ノ親聴ヲ驚嘆
 セシメン事必セリ、猶又將士卒ノ心氣モ定リ、共ニ勇烈ヲ競フヘシ、何
 ソヤ瞻讚頑陋ノ風俗ヲ慣習センハ天神地祇ノ神罰ヲ蒙リ奈何モ勝利ヲ得
 ン事難カルヘシ、況ヤ復藩中有志ノ僧各忌嫌フ事ヲヤ、雖然当路ノ佞臣
 奸吏ノ中ニ(堀)五郎左衛門・(山中)兵部・(西館)宇膳・(杉山)
 八兵衛・(木村)繁四郎・(山本)三郎左衛門・(楠美)莊司・(山野)
 主馬・(佐藤)源太左衛門・(北山)藏人・(秋元)藏主・(小山内)
 清ノ亟・(戸沢カ)富藏・(岩淵)彦吉・(高屋)吾助・(対馬)宇内・
 (館山)善左衛門・(楠美)泰太郎・(貴田)孫太夫・(岩田)平吉・
 (谷口カ)栄吉・(神)東太郎・(松野)栄藏・(藤田)儀三郎・(一
 町田)菊治・(佐藤)英馬・(久保田)甚之進・(山田)十郎兵衛・是
 等ノ魔巧カラクタクモノの絞々トシテ已ニ己カ権勢ヲ募リ国君ヲ輕蔑シテ君命ヲ矯メ暴

令ヲ布カ故ニ不得已姑ク相隨フト雖共、元來人心不服乃チ是人不和レハ
 豈死戦ヲ好マンヤ、今は銃隊ノ足行、砲発ノ調練ヲ觀ルニ、假令ハ足行
 ニハ調子乱雜ノ大鼓ヲ鳴シ麤磨ツマノ如ク団結ヲナス、砲発ニハ放撃ノ手続
 形容斗リニテ木偶ノ米擣猿ニ似タリ、夫ノミナラス彈藥不籠空線ノ調練
 ナレハ争テカ実戦ノ教授ト云ヘカラス、俗ニ云フ馬鹿真似ト申ヘシ、斯
 ノ所作ニテハ慰ミ半分浮元ノ稽古容易ニ熟練ノ功覓東ナシ、況ヤ実ノ戰
 場ニ向テ固章狼狽ハ当然ナリ、皆是西洋戎狄ノ妖魔毒計ニ惑溺セラレ、
 君聴ヲ壅蔽シ国政殆ト闇弱ナラシメ、其ノ罪状多端ニシテ枚挙スルニ遑
 アラス、生憎ヤ国家ヲ誤ルノ奸徒終ニハ不慮ノ危難ニ逢フヘシ、噫乎汝
 等斗リ智徳ノ人ニシテ他ハ悉ク愚濛ナリト思フヤ、累代連綿タル歴々ノ
 衆士ヲ愚癡ニセントテ日東神州ノ善風ヲ破壊沈没セントハ恰モ畜生道ニ
 墮落スルニ異ナラス、叱嗟不忠トセンカ、国賊ト云ハンカ、切齒唾罵シ
 テ甚可惡狗単ナランヤ、再往トシテ禁止セサル方ハ猶又將來如何ナル暴
 虚ヲ募リ惡事ヲ企ニモ測リカタシ、不如力御国家ノタメニ目今天地ノ誅
 ニ神明ノ罰ヲ施シテ遽ニ其元惡ヲ飽施スヘシ、左ナクハ年逐テ國體益凌
 靡シテ藩士輕卒ハ云ニ不及、万民ニ至ル迄人心一定ナラス、殊更ニ土氣
 強弱ニ陥リテ不慮ノ國難ニ臨ンテ奈何共スヘキ事アタハス、因茲弘城四
 方慷慨有志ノ義勇士ヲ合一ニシテ国家ノ国家タル所以ヲ厚ク思惟シ、仁
 愛ヲ以テ万民塗炭ノ苦ミヲ生疏センカ為ニ、是等ノ奸党ヲ除キ去ル事實
 ニ武門ノ正義ト謂フヘシ、伏冀クハ賞罰ヲ明ニシテ正邪順逆ヲ頌然、士
 民ノ耳目ヲ洗濯セン事ヲ益シ、鎮撫総督ノ所置ヲ受ノ相俟ニ哉之爾、
 右檄文ハ神明ニ誓テ知ラシムルノ条件貴賤ニ不拘早急遂披覽、無遲滯伝
 写浄書メ有志ノ面々ヘ廻達可有之、万一取包者有之方ハ奸徒一味同罪ノ

所爲ニテ、苟モ偷安姑息ニ流過スル者ハ密々探索シテ其ノ者ヲ第一番ニ血祭天戮ヲ加フヘシ、当節如斯政道衰廢ノ時弊ニ及ンテ御代々之御先靈様方ヘ忠誠義勇ヲ以テ奸党ヲ交竭ス、新製ノ軍法及弊令ヲ灑掃シテ歴代之国恩ニ可奉報謝機會ニシテ、速力ニ成功ヲ遂ル族ヘハ重ク勲賞可被宛行者也、仍而檄文如件、

慶応四歲次戊辰水落月驅勝吉日

弘城正義精神武臣

津輕郡中忠義志士ヘ

戮奸勸賢歌

豺狼嗥人濫官岡主蠹国害民狼汚攻府徒震暴威頻凝狭虜神明爲憂天地爲怨
殺氣盈天奸吏殞命去垢洗心掃塵拭鏡賢相立朝忠臣守正万姓蒙仁国家豊盛

(表紙) 一七×二四・五

「 彈正台より御尋向ニ付御答一件 」

未ノ正月廿三日彈正台より御達左ニ

御尋之義候条明廿四日第九字当台へ出頭可有之候ヤ、

辛未(明治四年)正月廿三日

弘前藩大参事

彈正台

西館融殿

同文

月日

同台

(惟一)

弘前藩少参事

岩淵吉惟殿

右之通御達ニ付今廿四日第九字頃同台へ出頭之處、第十一字過糺彈之間へ案内、次之間ニ而脱劔、其座へ罷出候処、正面ニハ渡辺少忠、傍ニ山田大巡察・東木巡察属、外ニ史生兩人出席、少忠發言、兼而其藩より御届ニ相成居候脱藩四名之者当台へ出訴之義ニ付明日大属へ一応及件義候得共、尚不分明之条々も有之ニ付今日其元共へ御尋之旨被仰付候ニ付存之条々丈ハ御答可申旨相答候事、

少忠尋向之条々へ融・惟一相答候次第大要左ニ

問、別紙ケ条書藩庁へ差出候御尋向へ被致候哉、 答、当日山田登初メ三十名之者共一同打揃参事へ引達度旨申出候ニ付、建言之筋有之候ハ、静ニ承可申ニ付、其趣意柄能心得居候者へ引達可申、ケ様ニ大勢参テ引達度杯と申義ハ建言之体裁ニ無之旨申論候処、何れも同志之面々ニ付是非一同打揃引達度旨押而申出、無余義任其意同番西館権大参事引達候義と有之、就而ハ於其座一々回答ニ渡候様ニ而ハ是又建言を聞之体裁ニ無之処より、得と吟味を加、追而可相糺心得ニ而、右ケ条之内人才云々と申条のミ相尋候ニハ、人才撰挙之義へ元より藩政之急務、於拙者共も所渴望、誰そ可然人物存居候ハ、可承旨申出候所、森岡民部・津輕平八郎・山田登・山崎所左衛門・斎藤覚兵衛杯と申出候旨、然處翌日御名邸へ罷出候御無実之事件を以御名を要し不屈之所業有之、登初三十名之者親類又ハ父兄預之上夫々取静致置候、尤其後尋向之有無ハホ力儀旨相答候処、御名殿へ差出候一通之書面トハ何等之事件相認居候ヤ、右ハ藩庁へハ不差出候致、 答、藩庁へ差出候書面ハケ条書之ミニ有之、御名へ差出候別紙ハ大参事等当御名を鳩殺するの企有之

趣相認居候旨、然ニ右ハ此度ニかきらす、先年来属鴟殺之變立之と申触シ候面々、融ヲ以主謀と相唱候故於融も嫌疑なきニ非ず、仍而御名ニも深々其情を察シ今般之事件一々融ヘハ相認も無之処より是等之事実ハ融具サニ存不申旨相答候処、有罪を賞し無罪を罰する云々、此条も一応尋向有たふるものと申候ニ付、人才之性名のミ相札其余之ケ条ハ総而尋向不致旨相答候事、

問、参事以上撰任ニ付三等以上入札云々、

答、三等以上ハ従前当藩ニ而鬨斗目以上と唱候地ニ而、右以下ハ兵隊、其外大抵局々小吏ニ有之、仍而三等以上之面々ニ入札為致候旨相答候処、然ハ上土ニ候ヤ、答、上土ニハ無之、先中土ニ而候、向其節在職之面々ヘ斗入札為致候ヤ、答、三等以上之者ハ在職非役ニ不拘等級を以入札為致候向、大属等ハ入札ニハ無之哉、答、大属以下ハ御名と参事ニ而精撰致シ入札ニハ無之旨申候処、尤と聞受候様子ニ相見得候事、

(四代信政)

問、妙心院様云々、右ハ藩祖ニ而候ヤ、答、藩祖ニハ無之、四代目ニ而

候、元来当藩之制度規伴ハ専ラ此時代ニ而確定致シ御一新已前ハ右ニ基キ藩政ヲ取扱来候旨相答候処、良罪法善意ヲ妄ニ改革とハ何等ノ事件を申事ニヤ、答、如何様之事ヲ指候ヤ難弁候得共、先職制を以申候得ハ、家老あり、用人あり、其下二三奉行と申者有之、庶務を分掌シ又等役ヲ以申候得ハ大寄合以上あり、長袴以上あり、鬨斗目以上、月並以上杯と種々區別有之、之ヲ以進退鼓舞致候處職制ハ参事属となり等級ハ変シテ士族老等となり、随而制度規伴も変革ニ相成候、夫等之類を申事ニヤと相答候事、

問、人ヲ殺害云々、答、全ク秘候と申義ハ更ニ無之、右大赦御布令之

頃ハ丁度松前騷擾之際ニ而藩を挙テ出兵、就テハ御名を初青森と申港口迄出張、藩内混雜之折柄如斯不逞之者共平人同様ニ致候而ハ何等之不都合相釀候やも難測処より、大赦ハ施行致候得共一通取静致置候旨相答候処、然ハ按察使官員之不審候由而夫も差赦候欵、答、按察使ニ無之、岩田民部監督權正之不審ニ而、平人同様ニ致候所果して今般之事之如き妄動致候旨相答候處、元来登ハ如何体之静付ニ相成居候ヤ、

(ママ)

答、六ヶ年以前幽閉中不屈之義有之、敵數牢居ニ相成居候処、大赦ニよりて牢居差免士族之内ヘ預置候旨相尋候処、右ハ登等之類斗ニ而台内之者ニハ右様之類無之哉、答、此等之類ハ大赦之初悉ク差免候旨相答候事、

問、省略と唱云々、答、従前ハ一国之祭祀ニ付其式頗ル尊大ニ有之、家老より惣奉行杯と申而夫々掛相立候位ニ有之所、御一新以後ハ専ラ家令家扶ニ而取扱藩庁ニ而關係不致、勿論祭式も準而手輕ニ相成候、全ク輕蔑と申筋ニハ無之旨相答候事、

問、昨年来芸妓云々、重役ハ一藩之規範共可相成身ニ候得ハケ様之義ハ有之間敷とハ存候得共、謀参事諸官員之面々如斯振舞有之ヤ、答、元来当藩庁下ニハ娼婦と申者無之、芸妓之類も敵數差留置候處、戊辰騷擾之頃余り人氣も鬱閉致候所より差許と申筋ニハ無之候得共、其成行ニ任せ置候義ニ而、其頃ハ参事諸官員之内ニも参候者可有之欵、此節ハ右様之義も有之間敷被察候旨相答候処、左も可有之と申事、

問、昨年来恣ニ国札製造云々、答、戊辰戰爭以來金穀底ヲ払候折柄、生憎巳年之凶歉、藩内殆と困迫、無是非拜借金願立候得共願濟ニ不相

成、其内扶助方等差支候ニ付一時急ヲ救ワシカ爲用達共之預札差出候旨相答候処、右預札ハ何頃相初メ候ヤ、藩切通用諸弊之義ニ付敵重御布令も有之旨申候ニ付、答、一昨年九月頃より相初候様ニ覺候、尤御布令以前ニ有之旨相答候処、然ハ御届ニ而も被成候哉、答、再三願立候得共終ニ御聞届無之、此節ハ引暮中ニハ候得共未タ取調不申儀ニ付、引暮濟期限ハ当方ニ而相分兼候旨相答候事、

問、田畑生荒調云々、ナマアレ調ナト申テ生荒ノ名義了解コレナキ様子ニ相聞得候、答、右ハ天保年間打統凶荒ニ而田畑多分相荒、其後追々開墾ニ相成候得共当春向荒地之名目ニ而生田畑不少、右等之爲経界甚狂ヒ、就而ハ富豪之者其間ニ姦ヲ狹ミ訴訟も相生、旁民政之差許と相成ニ付あお田畑現地之絵図面出来、生地と荒地を分明ニ仕分致候評議ニ而右取調ト取懸候旨相答候処、然ハ右田方之帳面ハ無之哉、

答、貞享年間田畑経界相正し候砌之元帳と申ハ有之、右元帳ニ基キ現地之絵図面と引合セ候旨申候処、何頃より取懸居候ヤ、去春より取懸候得共未タ十分一も成ニ相成申間敷、中々手数之取調と有之旨相答候処、是又尤と之顔色ニ有之候事、

問、当六月云々、答、去六月藩政改革之砌御名自筆及説論書相渡候、右説論之趣と申候義ニ可有之と相答候処、右説論書当地へ被申越居候ハ、御差出可有之旨申候ニ付、早速取調可差出旨相答候事、

本文説論書翌廿五日笹森潤ハヲ以差出候事、

問、藩士減祿之義巨細ニ被尋候ニ付一々相答候所、右祿之外ニ別段金被遣居候ヤ、答、金ハ不遣候向候ヤ、式百俵以上とカヘ儘金被下候趣相聞得候、答、然ハ原祿式百俵以上之面々ハ過分減祿ニ相成、差向

家居取縮旁其諸入費不少相懸候ニ付、右等之手当として金ヲ差遣候旨相答候所、式百俵以下ハ不被下候ヤ、答、此分ハとふか是迄え居宅其俣住居相成候ニ付不遣候旨相答候所、土地ニより一様ニハ難相成候得共家居取毀候ハ、丈夫之古材も有之、焚ニするとか又ハ売払ふとか致候ハ、難義之筋有之間敷と申候ニ付、辺境之事故右様之木品ハ相心之直段ニハ捌不申、大家を取毀相心之住居取繕ニハ木税雜費相懸候旨申候所、右金ハ在職之面々ヘ斗被下候哉、答、在職非役ニ不拘原祿式百俵以上之者へ遣候旨相答候事、

問、會計云々、答、従前米穀ハ勿論、凡而偷出入之物品等其利權独會計ニ歸居候所、改革後ハ漸体裁相変民間融通等之分ハ民事掛ニ而も立扱候、夫等之事を申候義ニ可有之と相答候所、尤と聞受候様子ニ有之候事、

問、御先代より連綿云々、答、当時不用之武器ハ軍事掛より取調申出売却致候品も有之候、其他御名所持之器物等ハ家令ニ而取扱候間、藩庁ニ而ハ委敷不存旨申候処、併右品官員而已ニ限り扱受候哉、答、イヤ慥商戸ニ入札爲致、右入札之表を以望之者へ相払候様承知致居候旨相答候事、

問、市中望之家業云々、答、相重無之候、従前当藩ニハ諸家業ニ規數有之、右家業札所持無之者ハ一切商売不相成候処より往々差支多ク、殊ニ専売之弊自ラ物価騰貴之勢ヒも有之故身分相心之家業願出候者ハ差許候事ニ相成旨申候処、造酒家業等も差許候ヤ、答、造酒之如御規定有之部ハ鑑札外ニハ不差許候旨相答候処、尤と聞受候様子ニ有之事、

問、青森引越云々、答、同所ニ藩庁出張所有之候而士族卒之内追々引

越候者も有之、尤右ハ昨年伺済ニ相成居候旨相答候事、

問、柏木館野云々、右ハ地名ニ候ヤ、答、地名ニハ無之、原野へ柏木仕立置候ニ付柏木立野と申唱候、然ハ林ニ候ヤ、林ニ而候、昨年減禄之砌小給之土族右林を開墾致度旨願出候間開墾へ取懸候、然ハ此林ハ其刃之見通を遮り候為、先代ニ而態々仕立候旨申候者も有之候得共、當時ハ不用と存開墾為致候、是等之事ニ而も申候哉と互ニ微笑セリ、

問、昨年重作云々、答、十三之瀉と申ハ方一里二二里位之瀉ニ而、其潮水之海へ落る所之水戸口西ニ向キ候為、西風烈數時ハ砂を卷込水戸口閉塞致候故、潮水漲り數千町前之田方町年々水害を被り上下之損毛不少、仍而先年来より屢水戸口穿暮候得共同分成功無之、然ニ昨年取懸り候場所ハ中古以来地方ニ志有者見込を着候所ニ有之候得共、十方以上之夫力を費候為遷延有之処、一昨年凶歳ニ付昨年田畑耕作中ハ夫食等夫々世話致候得共、耕作皆済之後徒ニ米穀を喰潰候よりハ不如知ス、民ヲ驅テカニ食ましめ候方可然との評議ニ而、右穿暮へ相懸義ニ有之旨相答候処、右穿暮ハ此節成功ニ相成候哉、答、雪中ニ相成候ニ付普請見合セ居候由、尤末々充分見込ハ着不申旨申候処、尤との顔色ニ有之候事、

問、百姓共田地云々、答、減禄ニ付小禄之面々活計可相立見込無之処より豪富有余之田地を買上多少分与致、近年カニ食武之基本を差立度との評議ニ而段々説諭ニ及候所、方今之状態無勢之広民ながらも稍了拜致シ承服ニ相成候ニ付伺可差出旨申越居候間、一兩日中右伺書差出候手順有之旨相答候処、然ラハ仮令ハ百姓一家ニ而二百石之田地所持有之、其内百石差上候而も一家之産を破ル事なく、且時相当之価ヲ以

買上候而ハ中々大金ニ而迎も行届かぬ處より、御名を初メ精々御説得被成候義ニ可有之候、右説諭之趣ハ被申越居候ヤ、答、田方十町歩以上所持有之者ハ其内十町歩丈を残し与へ、其余を買上候ニ付一家之産ニハ尚余り有之候得ハ、聊産ヲ破等之患ハ無之候、尤右説諭之趣ハ申越居候間御用ならハ可差出と相答候所、早速可差出旨申候而此条ハ分テ尤之顔色ニ有之事、

本文説諭書之義も翌廿五日潤ハラ以差出候事、
問、御取納俵願納云々、答、従前取納米請取候ニハ俵毎ニ斗リ立、精々吟味之上為相納候ニ付散米土米等過分相費、且手数も相懸候故百姓之難義不少候処、今度ハ俵段之俵ニ而譬ハ拾俵ニ何俵、百俵ニ何俵と籤俵ヲ取り廻し、平均ニ而請取ニ付散米土米等之費米手数等も大キニ相省ケ、百姓ニ取りてハ至極簡便ニ而為方ニ相成候仕法ニ有之旨相答候処、尤との顔色ニ有之候事、

問、弘前表より芸妙云々、答、右様之義ハ無之旨相答候事、
問、青森祭礼云々、答、此条ハ旋と不存候旨相答候事、

問、商館へ御出云々、此条も有間敷事とハ被察候得共、一向形蹟無之義も申さぬ筈、若しくハ市中之娘とカ子供ニ而も御酌ニ被取候様之義ハ無之哉、答、当日御名局々相廻商館ニも立寄候処、通商掛之参事も諸会有之、一盛差出候よしニ候得ハ大方市中之子供ニ酌被取義も可有之歟、尤其御名奥方も被参候由ニも承居候旨相答候事、

問、変立鴉殺之条ハ不軽事件ニ有之、殊ニ御一新前ハ君臣ト申、旁然ルヲ何トテ是迄諸義モ不遂差置候ヤ、答、去六月按察使官員参候砌此事件尋向有之候ニ付答ニハ、今日ハ知事・参事ニ相成候得共免々三百

年来君臣之義を結び候、当知事公ヲ鴉殺杯と申義ハ所謂大逆無道之所業とも可申哉、此義ニ就而ハ謀書之本人山内虎之進と申者召捕、昨今糺問中ニ付不日ニ分明可致候、尤登より差出候虎之進自筆之謀書も取上置候旨申述候処、其謀書一見致度旨被申候ニ付差出候処、翌日藩庁へ出頭之節菱田、橋本申聞候ニハ、此書面一見之処実ニ埒もなき取切ニ而三尺之金子も被欵間敷、殊ニ知事公もいささか御疑念無之義ニ付、ケ様之事ニ取取藩政之妨致候よりハ火中ニ而も致し可然旨再三申聞候趣も有之ニ付、其意ニ任セ虎之進をも差許、其節謀書慥御名へ差出候間火中ニ而も致候やと申候所、不審顔相晴候而、其山内虎之進ト申者ハ何様之者ニ候ヤ、答、士族之子弟ニ而阿房なる者ニ有之旨相答候事、

問、民部九ヶ年以前云々、一端問懸候ニ付過日之和か巡察へ申述候趣半ハ申候内、右ハ承居候旨申候ニ付、其書面ハ為念今日も持参致候旨申候所、先夫ハ御差出無之而も宣候、今日之処ハ是ニ而宣敷候ニ付御退出可被成旨申聞候間退出致候事、

前書之通応答致候所、小忠之顔色ケ条及鴉殺之事件、悉く了解致候様子ニ相見得候事、

一、朝比名一助、頃日内田少弁へ参候處、少弁申候ニハ彼等前後之事実全く奸物と相見得候旨申候而、必竟是迄之所手緩とし口上振ニ有之よし、一助申聞候事、

一、去月晦日清衛・惟一、橋本正人へ参、近日中之様子荒方相咄候処、同人も深相心得居候事、彈台ニ於ても藩情ハ大抵了解致居候由相聞得候得共、仮初にも出訴人有之処より其保難差置、一応重役へ尋向ニ及

候義ハ全く彈台之体裁ニ有之、最早此後ハ多分御呼出も有之間敷と答候事、

一、去月廿七日森岡民部初七人之面々、先年来之罪案取調可差出旨彈台より御達有之ニ付、翌廿八日潤八を以差出候処、又々例之ケ条書ハ一々点羽ニ而事実相認候様演説有之趣ニ付、晦日ニ夫々差出候、是ニ而大方鎮局力と被察候、右差出候調書ハ表御用状ニ而御仕向之事、右ハ先便御仕向申後之手続荒方如此ニ候ヤ、

(明治四年)二月三日

(青森県立川内高等学校教諭)